

北自旅一第525号の2
北自旅二第378号の2
平成25年3月29日

北海道経済部長 殿

北海道運輸局自動車交通部長
(公印省略)

北海道アウトドア優良事業者による道路運送法における許可を要し
ない運送の態様の明確化等について

標記について、国土交通省自動車局旅客課長から別紙のとおり通達があったので、
了知されるとともに、北海道アウトドア事業者等に対しご案内としてお知らせ願いま
す。

国 土 交 通 省

国自旅第634号
平成25年3月29日

北海道運輸局自動車交通部長 殿

自動車局旅客課長

(公印省略)

北海道アウトドア優良事業者による道路運送法における
許可を要しない運送の態様の明確化等について

北海道アウトドア優良事業者による道路運送法における許可を要しない運送の態様については、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号）第5条第1項に基づく「道州制特別区域基本方針」（平成24年2月10日一部変更について閣議決定）別表3（別添1）において、「現行制度で無償運送として実施可能な範囲を明確化し、平成24年度中に通知する。また、北海道においては、タクシー事業者の営業所が存在しない市町村（平成16年4月1日以降に市町村合併があった場合には、当該市町村合併前の旧市町村単位で営業所が存在しない場合を含む。）においては、発地及び着地のいずれもがその市町村の区域外に存する旅客の運送をしない旨を示して、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする場合は、最低車両数2両からの事業参入が可能となっている旨を、平成24年度中に周知する。」とされたところである。

このため、下記のとおり、北海道アウトドア優良事業者による道路運送法における許可を要しない運送の態様について了知されるとともに、同事業者がタクシー事業者の営業所が存在しない市町村においてタクシー事業に参入する際の要件と合わせて、貴職より北海道経済部長あて通知されたい。

なお、本件については、別添2のとおり、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

記

1. 北海道アウトドア優良事業者による道路運送法における許可を要しない運送の態様について

- (1) 「北海道アウトドア活動振興条例（平成13年北海道条例第55号）」
に基づく「北海道アウトドア資格制度実施要綱（平成23年7月8日経済部観

光振興監決定)」に定める北海道アウトドア優良事業者制度により、北海道知事の認定を受けた北海道アウトドア優良事業者(以下「事業者」という。)が、自らの保有する自家用自動車を用いて、北海道においてアウトドア活動(同条例第2条第1号に定めるもの。以下同じ。)参加者を対象に行う送迎のための輸送(注1)については、提供されるアウトドア活動のサービスの一環(注2)として行われるものであり、かつ、送迎を利用する者と利用しない者との間に明らかな利用料金(宿泊等とアウトドア活動がセットになった料金を含む)の差がない場合等、ガソリン代等の実費を含めて一切の送迎に係る運送の対価を収受しない場合には、道路運送法に基づく旅客自動車運送事業の許可を要しない。

(注1)「送迎のための輸送」とは、当該アウトドア活動の実施場所への到着のため又は当該アウトドア活動の実施場所からの出発のために、当該アウトドア活動の実施場所の最寄りの駅、宿泊施設又は当該アウトドア活動の参加者の出発地から最寄駅若しくは宿泊施設までの間の公共交通機関の利便性が十分に確保されていない場合における最寄りの特急停車駅、空港等の主要な交通結節点等(以下「最寄駅・宿泊施設等」という。)と当該アウトドア活動の実施場所との間で行われる輸送をいう。

ここで、「最寄駅・宿泊施設等」であるか否かの基準は地域の実情によって異なると考えられ、社会通念上「最寄駅・宿泊施設等」に該当するか否かが判断基準となるが、拡大解釈されるべきではない。

また、「最寄駅又は宿泊施設までの間の公共交通機関の利便性が十分に確保されていない場合」としては、「乗り継ぎの接続が悪く著しく時間を要する場合」、「公共交通機関では外国語による対応が困難な場合」等がある。

(注2)「提供されるアウトドア活動のサービスの一環」とは、当該アウトドア活動の実施場所における本来的なサービス提供と輸送が密接不可分で、その業務過程の中に包摂され、輸送が独立性を有しないものであるということの意味するものである。

(2) 本通知は、事業者が行うアウトドア活動の参加者の送迎のための輸送について、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に通常は該当しないケースを示すものであり、本通知に明示する事業者が行う送迎のための輸送について、上記(1)に該当しない場合は、旅客自動車運送事業の許可を取得するよう指導すること。

また、事業者が行う上記(1)に明示する輸送以外の輸送及び事業者以外の者が行う輸送については、本通知を参考に旅客自動車運送事業の許可の可否を個別に判定すること。

2. 北海道において、タクシー事業者の営業所が存在しない市町村におけるタクシー事業に参入する際の要件について

平成19年3月31日付け北海道運輸局公示第51号「島しょ部等における一般乗用旅客自動車運送事業の許可及び許可申請の審査基準に係る細部取扱いについて」、平成19年11月20日付け北海道運輸局公示第57号「特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」及び平成21年10月1日付け北海道運輸局公示第46号「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の許可等に関する審査基準等について」による。

「道州制特別区域基本方針」に定める政府が講じるべき措置（抜粋）

（平成 24 年 2 月 10 日道州制特別区域基本方針の一部変更について閣議決定）

別表 3

番号	12
措置の名称	無償運送として実施可能な範囲等に関する通知の発出
措置の内容	<p>現行制度で無償運送として実施可能な範囲を明確化し、平成 24 年度中に通知する。</p> <p>また、北海道においては、タクシー事業者の営業所が存在しない市町村（平成 16 年 4 月 1 日以降に市町村合併があった場合には、当該市町村合併前の旧市町村単位で営業所が存在しない場合を含む。）においては、発地及び着地のいずれもがその市町村の区域外に存する旅客の運送をしない旨を示して、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする場合は、最低車両数 2 両からの事業参加が可能となっている旨を、平成 24 年度中に周知する。</p>
関係省庁	国土交通省

別添2

国自旅第634号の3

平成25年3月29日

公益社団法人日本バス協会会長
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長 } 殿

国土交通省自動車局旅客課長

北海道アウトドア優良事業者による道路運送法における許可を要しない運送の態様の
明確化等について

標記について、別添のとおり、北海道運輸局自動車交通部長あて通達したので、貴会
においてもその旨了知され（るとともに、傘下会員に対して周知を図られ）たい。